

## 令和7年度定例監査実施結果（上期）の概要

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

1 監査対象機関数 上期分 156機関（年間定例監査対象機関数269機関）

2 監査対象期間 令和6年度

3 監査実施期間 令和7年4月17日～令和7年9月12日

### 4 監査方法

山梨県監査基準に準拠し、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度は、「業務委託契約に係る事務処理は適切に行われているか」を重点事項と定めた。

### 5 監査結果区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

### 6 監査結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部改善を要する事項が認められた。指摘事項、指導事項、注意事項の区分ごとの集計は、次のとおりである。

令和7年度上期 A

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1									1
指導事項		8	7	10	17	8	1	7	14		72
注意事項		3	1			1	3		13		21
合 計		12	8	10	17	9	4	7	27		94

令和6年度上期 B

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項			1		1				1		3
指導事項		43	6	9	15	15	21		3		112
注意事項		4	11	3		2	16			1	37
合 計		47	18	12	16	17	37		4	1	152

令和7年度上期と令和6年度上期との対比(A-B)

区分	予算	収入	支出	給与	財産	物品	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1	▲ 1		▲ 1				▲ 1		▲ 2
指導事項		▲ 35	1	1	2	▲ 7	▲ 20	7	11		▲ 40
注意事項		▲ 1	▲ 10	▲ 3		▲ 1	▲ 13		13	▲ 1	▲ 16
合 計		▲ 35	▲ 10	▲ 2	1	▲ 8	▲ 33	7	23	▲ 1	▲ 58

## 7 指摘事項の概要

著しく不適切な事務処理と認められるものが、1機関で1件あった。

### (1) 中北建設事務所（収入1）

道路使用料の調定について、6か月以上遅延しているものがあった。（合計 34,106,977円）

## 8 指導事項の主な内容

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 収入（8件）    | 督促状未発付（2件）など                                      |
| (2) 支出（7件）    | 関係書類の添付漏れ（3件）など                                   |
| (3) 給与（10件）   | 諸手当の支給が適切に行われていなかったもの（7件）など                       |
| (4) 財産（17件）   | 取得用地が未登記であったもの（11件）など                             |
| (5) 物品（8件）    | 占有物品に係る事務が適切に行われていなかったもの（7件）など                    |
| (6) 契約（1件）    | 賃貸借契約書の個人情報保護に関する特記事項が履行されていなかったもの                |
| (7) 工事（7件）    | 建設リサイクル法違反があったもの（3件）など                            |
| (8) 重点事項（14件） | 委託契約書の特記事項（個人情報保護または情報セキュリティ）の履行が不十分であったもの（11件）など |

## 9 注意事項の主な内容

- |               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 収入（3件）    | 現金領収簿の取扱いに不備があったもの（2件）など      |
| (2) 支出（1件）    | 雑部金繰越整理簿に記載漏れや押印漏れがあったもの      |
| (3) 物品（1件）    | 郵便切手類受払簿の記載に不備があったもの          |
| (4) 契約（3件）    | 賃貸借等契約書の契約保証金の記載に不備があったもの（3件） |
| (5) 重点事項（13件） | 委託契約書の契約保証金の記載に不備があったもの（8件）など |

## 10 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

＜意見＞ 今後とも、収入未済の解消のため、山梨県滞納債権処理方針等に基づき、債権者や連帯保証人への催告・交渉など債権回収を図ることは当然であるが、さらには、支払督促や強制執行など法的措置も視野に入れた対策を推進するよう努められたい。（収入未済：37所属、80件）